

令和7年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 4. 21	R7. 5. 2	電話受付記録カード 提言・要望等 日計表内訳	13		1					1				1				個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利害を害するおそれがあるため。 都民の声総合窓口に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	政策企画局戦略 広報部企画調整 課
2	R7. 5. 6	R7. 5. 20	国立国会図書館のインター ネット資料収集保存事業（W A R P）に関する国立国会図 書館との連絡調整に関する公 文書（現存するものすべて）					1											当該公文書は、保存期間が1年未満の公文書であることから、廃棄済であり、現在は存在しない	政策企画局戦略 広報部戦略広報 課